告

示

目

次

(◉印は、県法規集掲載事項)ページ

平成一六、七、一

有限会社荘野薬局

小豆郡内海町苗羽甲八五四番地一七

指

定

年

月

日

名

称

所

在

地

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県告示第五百六十八号



平成 16年

めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助のた

8月17日(火曜日)

 \bigcirc

 \bigcirc

香川県告示第五百六十七号

護扶助のための居宅介護者しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関

公

道路の位置指定 道路の区域変更

開発行為に関する工事の完了 土地改良区の役員の就退任の届出

> (土地改良課) (農業経営課)

六

休

止

年

月

日

名

称

所

在

地

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成一

へ

四

有限会社日和薬局

丸亀市津森町一七七番地三

築

七

香川県告示第五百七十号

(情報政策課)

肥料の登録の失効 (二件)

落札者等の公示

開発行為に関する工事 (公共施設) の完了

告

示

道路の供用開始

(道路保全課)

四

平成一六、

六三〇

荘野薬局 ス工薬局

小豆郡内海町苗羽甲八五四番地一七

綾歌郡綾南町大字陶五七七七番地一

香川県告示第五百六十九号

築

五

療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年八月十七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指定医

児童福祉法の規定による事業者の指定

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

(障害福祉課

Ξ

廃

止

年

月

日

名

称

所

在

地

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成一六、三、三

生活保護法の規定による指定介護機関を再開した旨の届出

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出

生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

健康福祉総務課)

療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年八月十七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指定医

(第九一五九号)

香

Ш

県

報

平成十六年八月十七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、介

香

Ш

を次のとおり指定した。

平成十六年八月十七日

香川県知事
真
鍋
武
紀

平成一六、七、	平 成 六	平 成 六	平 成 六	指
ー 六	ー 六	ー 六	ー 六	定
ţ	五	五	五	年
三	_	_	_	月
六				日
ー 親田中四四六八番地田中四四六八番地	一番地 ・ 大出市加茂町五九 ・ 大出市加茂町五九 ・ 大出市加茂町五九 ・ 大田・加茂町五九 ・ 大田・加茂町五九	一番地 坂出市加茂町五九 一番地 西山脳神経外科病	一番地 坂出市加茂町五九 院介護支援ステー 院の護支援ステー	名称及び所在地 事業所 (施設) の
地六 田東甲一一三六番 日東甲一一三六番 中東甲一一三六番	三番地一 坂出市加茂町五九 脳神経外科病院 医療法人社団西山	三番地一 坂出市加茂町五九 脳神経外科病院 医療法人社団西山	三番地一坂出市加茂町五九脳神経外科病院医療法人社団西山	事務所の所在地の名称及び主たる 事業者 (開設者)
居宅介護支援	訪問介護	ヨン 通所リハピリテーシ	居宅介護支援	サービスの種類

香川県告示第五百七十一号

があった。 同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武

紀

香川県告示第五百七十二号	平成一六、六、三〇	平成一六、四、三〇	平成一六、四、三〇	平成一六、四、三〇	廃止年月日
号	甲八五四番地一七小豆郡内海町苗羽荘野薬局	三番地一に動物を表現した。一を表現のでは、一を表現のである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	三番地一 「三番地一」 「三番地一」 「三番地一」 「三番地一」	三番地一坂出市加茂町五九院介護支援ステー院の一議立援ステーの山脳神経外科病	名称及び所在地 事業所 (施設) の
	甲八五四番地一七小豆郡内海町苗羽	三番地一 返療法人社団西山 医療法人社団西山	三番地一 坂出市加茂町五九 医療法人社団西山	三番地一 坂出市加茂町五九 脳神経外科病院 医療法人社団西山	事務所の所在地の名称及び主たる (開設者)
	居宅療養管理指導	訪問介護	ョン通所リハピリテーシ	居宅介護支援	サービスの種類

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を再開した旨の届出 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する

平成十六年八月十七日

香川県知事
真
鍋
武
紀

	щ	_
平成一六、	再	
六	開	
五	年	
_	月	
	日	
ョン三本松 訪問看護ステーシ	名称及び所在地 事業所 (施設) の	
松福祉会	事務所の所在地の名称及び主たる事業者 (開設者)	
訪問看護	サービスの種類	

報 平成十六年八月十七日

香

Ш

県

| 一六八四番地| 一六八四番地| 東かがわ市三本松 | 東かがわ市三本松

香川県告示第五百七十三号

り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定に

平成十六年八月十七日

香川県知事 武 紀

介護 介護 害者居宅	八 平成月 六 日 六 年	六丁目一〇番一号 東京都港区六本木	二五一 一七五 下勝間字六ツ松一 下勝間字六ツ松一 下勝間字六ツ松一 でリーンタウン高	
介護書者居宅	八月一日日年	六丁目一○番一号	ボール (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	三七〇〇〇 一八 〇五 二
介護	八月一日日	六丁目一○番一号京都港区六本木大丁目一○番一号	本村六七八 一 東かがわ市松原字 東かがわたアセン 東かがれたアセン	三七0001
サービスの種類	指定年月日	所 在 地 主たる事務所の 申請者の名称及び	所 在 地事業所の名称及び	番 指定事業 号

	; ;					
-	株式会社コムスン	株式会社コムスン	平成十六年	身体障害者居宅		1
= :	坂出マリンケアセ	東京都港区六本木	八月一日	介護		_
	ンター	六丁目一〇番一号				_
	坂出市谷町 一四					_
	=					
-	株式会社コムスン	株式会社コムスン	平成十六年	身体障害者居宅		
_	グリー ンタウン高	東京都港区六本木	八月一日	介護		1
	瀬ケアセンター	六丁目一〇番一号				_
	三豊郡高瀬町大字					_ :
	下勝間字六ツ松一					
	二五一一七五					-
第	第五百七十四号					1
福	福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第一項の規定により、	法律第三十七号)第4	-五条の五第一	一項の規定により、		_
畫	事業者を次のとおり指定した。	足した。				
					_	-

香川県告示

指定居宅支援 知的障害者

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

ij		笔	1	類	によ	
三 七 0 0 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0000	=t000=================================	三七000二 	三七〇〇〇二 -00六七-	三七〇〇〇二	番指定事業所
ルカー 四 	本村六七八 一 東かがわ市松原字 東かがわ市松原字	一 田中字柳原九六 末町郡三木町大字 東讚みきケアセン 東讃みきケアセン	居一七九二 一 を歌郡国分寺町新 を歌郡国分寺町ケアセン はれる	甲一五三五 六 観音寺市観音寺町 と 大	ー三 一 丸亀市郡家町一八 丸亀ケアセンター 株式会社コムスン	所 在 地 事業所の名称及び
株式会社コムスン株式会社コムスン	株式会社コムスン東京都港区六本木	六丁目一○番一号 東京都港区六本木 号	六丁目一○番一号 東京都港区六本木 東京都港区六本木	六丁目一○番一号 東京都港区六本木 東京都港区六本木	株式会社コムスン 東京都港区六本木 号	所 在 地申請者の名称及び
八月一日 日 日	八月一日 日 日	八月一日 日 日 年	八月一日 日 日 年	八月一日 日 日 年	八月 月 日 日 年	指定年月日
介護智者居宅	介護智者居宅	介護智者居宅	介護智者居宅	介護智者居宅	介護知的障害者居宅	サービスの種類

香

Ш

(第九一五九号)

四

			五一一七五下勝間字六松一二三豊郡高瀬町大字	
		六丁目一〇番一号	瀬ケアセンター	<u>-</u> 五
介護	八月一日	東京都港区六本木	グリー ンタウン高	-010六-
知的障害者居宅	平成十六年	株式会社コムスン	株式会社コムスン	100001

香川県告示第五百七十五号

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

護	児童居宅介護	八月一日日日	六丁目一〇番一号 東京都港区六本木 東京都港区六本木	一 	
護	児童居宅介護	八月一日日	六丁目一〇番一号 東京都港区六本木 東京都港区六本木	本村六七八 ー 東かがわ市松原字 東かがわ市松原字	- 九 - 000 -
護	児童居宅介護	八月一日日	六丁目一〇番一号 東京都港区六本木 東京都港区六本木	居一七九二 一 綾歌郡国分寺町新 国分寺町ケアセン	
護	児童居宅介護	八月 月 日 日 年	株式会社コムスン 東京都港区六本木 東京都港区六本木	一三 一 丸亀市郡家町一八 丸亀ケアセンター	100 100 三七000 三七000 三七000 三七000 三七000 三七000 三七000 三七000 三七00 三 三 三 三
種 類	サービスの種類	指定年月日	所 在 地 主たる事務所の	所 在 地	番指 定 事 号所

	四四	0 0 六	000ch
二下三 五勝豊 一間郡	瀬ケアセン	グリーン	株式会社
五一 一七五 一七五 一七五 一七五	ンター	ノタウン高	ロムスン
	六丁目一〇番一号	東京都港区六本木	株式会社コムスン
		八月一日	平成十六年
			児童居宅介護

香川県告示第五百七十六号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十七日から同年九

月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十七日

香川県知事・真鍋

武

紀

道路の種類 県道 (一般)

一路,線名、紫雲、出山線(二百三十二号)

三道路の区域

主豊郡詫間 三豊郡詫間	
間町生里字乃津	区
庫九二七番一地先	間
- 四 ⁵ 八 ○ O	(メートル) 敷地の幅員 延 長
— 九 五	(メートル) 延 長
部 た 号で変更し 第五百三十 不成十四年	備考

四 供用開始の期日 平成十六年八月十七日

香川県告示第五百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

月七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十七日から同年九

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路線 名 石田東志度線 (百四十一号)

Ξ 道路の区域

	- 0八八	三、四、八	後	末一一一四番一地先	さぬき市志度末一一一四番
道拡幅の現場では	- 0八八		前	らぬき市志度末六九三番二地先か	さぬき市志度
備考	(メートル) 敷地の幅員 延 長	(メートル)敷地の幅員	前変 後 別更	間	X

香川県告示第五百七十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

平成十六年八月十七日

路の位置を次のように指定した。

香川県知事 武

紀

指 定 番号 長土指道 第七号

指定年月日 平成十六年八月三日

Ξ 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字南中川一九九二 二及び一九九八 四

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル及び六・一二メートル

五七・八〇メートル

す る。 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

公 告

香川県公告第四百十六号

香

Ш

県

報

平成十六年八月十七日

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

五号) 第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する

なお、本公告における調達は、WTO (世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十六年八月十七日

香川県知事 真 武 紀

調達件名及び数量 ネットワーク機器一式

調達方法 借入れ

Ξ 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十六年六月二十二日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社STNet 高松市春日町一七三五番地三

六 落札金額 月額 一、三三三、五〇〇円

七 入札公告日 平成十六年五月十一日

落札方式 最低価格

九 政策部情報政策課(総務・IT推進グループ)電話番号(〇八七)八三二(三一四〇) 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県

香川県公告第四百十七号

が平成十五年七月十五日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり公 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録

平成十六年八月十七日

香川県知事 武 紀

七二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	登録番号
粉 蒸 製 骨	種肥類料の
蒸製骨粉	肥料の名称
りん酸全量 四・〇	保証成分量
該当なし	格の他の規
二四九四 一番川県香川郡香川町大町 株式会社 フジイ製肥	及び住所生産業者の氏名又は名

香川県公告第四百十八号

(第九一五九号)

が平成十六年七月二十六日に失効したので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり 公告する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録 Ш 県 報 平成十六年八月十七日 森 月夫 (第九一五九号) 11 上櫛梨一一二〇番地 11 六

香

平成十六年八月十七日

			_ *	香川県知事	真	鍋	武	紀
登録番号	種肥類料の	肥料の名称	保証成分量	格の他の規	及び 住産 業 者	所者の氏	び住所産業者の氏名又は名称	は名称
六香 四四県 号第	粉蒸 製骨	蒸製骨粉	り 二 一 を 量 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	該当なし	目七番九号 香川県坂出 株式会社	九坂社 号出	目七番九号 香川県坂出市昭和町二丁株式会社 カガワミール	型 う

香川県公告第四百十九号

平成		"		一〇四六番地の一	"	"	"	重 信	花岡		"
三十六条		"		八六七番地	"	"	"	秀穗	大北		"
次の闘		"		二二五番地	"	"	"	和 男	森井		"
香川県		"		苗田三一九番地	苗	"	"	英 夫	川田		"
"		"		一〇〇五番地五	"	"	"	敬 明	矢野		"
監事		"		榎井三四〇番地の三	榎	"	"	進	國重		"
"		"		一五二番地	"	"	"	仁	堀家		"
"		"		七五五番地	"	"	"	_	佐々木		"
"		"		五條九八五番地の三	五	"	"	彦	藤田		"
"	平成一六、七、二二	平成		仲多度郡琴平町七八六番地	町七	郡琴平	仲多度	튣	十	事	理
"	任年月日	退		所			住	名	氏	種 役 員 類 の	種役
,,								員	退任した役員	退任	_
, ,	武紀	鍋	真	香川県知事							
<i>II</i>							七日	八月十	平成十六年八月十七日	平成	
,		た。	があっ	土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。	につ	び就任)退任及	役員の	区から	地改良	盐
"	(にし) 悪字画	の対対	十 プ 耳	土地改良法(昭和二十四年法律身でナ十五号) 多十人务多十之項の裁分により		泛領	十四年	昨禾	活力で	그	
)、秦工丁一) 見言	こって真		Ī		- 9	3	へきょく	7	

種役員類の	=	"	"	監	"	"	,
類の	就任			事			
氏	就任した役員	室 本	赤股	杉本	宮 﨑	氏家	*
名	員	澄 夫	光	悟	知 純	昭好	F
住		"	"	"	"	"	,
		"	"	"	"	"	,
所		一二七番地の二	榎井九七二番地の二	上櫛梨一〇九一番地の二	下櫛梨一七三番地	"八一六番地の一	」権勢・一二〇番地
就任		"	"	"	"	"	,

	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	種役	=	"	"	監	ı
		事													事	種役 員 類の	就			事	
	田中	杉本	宮 﨑	氏家	森	花 岡	石 塚	森井	川田	矢 野	國重	堀 家	佐々木	藤田	屮	氏	就任した役員	室 本	赤股	杉本	芦岭
į	晃	悟	知 純	昭好	月夫	信一	宗明	和 男	英 夫	敬 明	進	仁	小	一 彦	퍝	名	員	澄 夫	光	悟	矢
- -	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	仲多度	住		"	"	"	N
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	郡琴平			"	"	"	n
	榎井八八四番地第二	上櫛梨一〇九一番地	下櫛梨一七三番地	"八一六番地の一	上櫛梨一一二〇番地	" 一一〇七番地	" 七九七番地第一	"二二五番地	苗田三一九番地	" 一〇〇五番地五	榎井三四〇番地の三	" 一五二番地	"七五五番地	五條九八五番地の三	仲多度郡琴平町七八六番地	所		一二七番地の二	榎井九七二番地の二	上櫛梨一〇九一番地の二	一样秀一七三者
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成一六、七、二二	就任年月日		"	"	"	n

県公告第四百二十号

条第三項の規定により公告する。 開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

成十六年八月十七日

香

Ш

県

報

平成十六年八月十七日

(第九一五九号)

七

